本資料のうち、枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-01-0039_改 0
提出年月日	2020年11月13日

基本設計方針に関する説明資料

【第 48 条 準用】

【第78条 準用】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2020年11月

東北電力株式会社

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

 \mathcal{O}

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

	数表において追記したもの(比較対象外)			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考	
		5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件 5.7.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に施設す る内燃機関(以下「内燃機関」という。)及び重大事故 等対処施設に施設するガスタービン(以下「ガスター ビン」という。)は、非常調速装置が作動したときに達 する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有す る設計とする。 【48条11】【78条1】【78条10】	(ガスタービン設備の設置の有無による相	
		ガスタービンは、ガスの温度が著しく上昇した場合 に燃料の流入を自動的に遮断する装置が動作したとき に達するガス温度に対して構造上十分な熱的強度を有 する設計とする。 【78条2】	(ガスタービン設備の設置の有無による相	
		内燃機関及びガスタービンの軸受は運転中の荷重を 安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、 変形及び過熱が生じない設計とする。 【48条12】【78条3】【78条11】	設計の差異 (ガスタービン設備の設置の有無による相 違。) 表現の相違	
		ガスタービンの危険速度は、調速装置により調整可能な最小の回転速度から非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間に発生しないように設計する。 【78条4】	(ガスタービン設備の設置の有無による相	
		内燃機関及びガスタービンの耐圧部の構造は、最高 使用圧力又は最高使用温度において発生する耐圧部分 に生じる応力は当該部分に使用する材料の許容応力以 下となる設計とする。 【48条13】【78条5】【78条12】	(ガスタービン設備の設置の有無による相	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子恒冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

(A 4) 11 to 117 P > 1 TO 2 P M = P M ((-10)	(原子炉冷却系統施設(共通	I			
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		内燃機関を屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給排気部を設ける設計とする。 【48条14】【78条13】			
		内燃機関及びガスタービンは、その回転速度及び出力が負荷の変動により持続的に動揺することを防止する調速装置を設けるとともに、運転中に生じた過速度その他の異常による設備の破損を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関及びガスタービンを安全に停止させる非常調速装置その他の非常停止装置を設置する設計とする。 【48条15】【78条6】【78条14】	(ガスタービン設備の設置の有無による相違。)		
		内燃機関及びその附属設 <mark>備で</mark> あって過圧が生じるお それのあるものには、適切な過圧防止装置を設ける設 計とする。 【48条 16】【78条 15】	表現の相違		
		内燃機関及びガスタービンには、設備の損傷を防止するために、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 【48条17】【78条8】【78条16】			
		内燃機関及びガスタービンの附属設備に属する容器 及び管は発電用原子炉施設として、「実用発電用原子炉 及びその附属施設の技術基準に関する規則」の材料及 び構造,安全弁等,耐圧試験等の規定を満たす設計と する。 【48条18】【78条9】【78条17】	(ガスタービン設備の設置の有無による相		

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	大川県日)の基本設計力計)女川原子力発電所第2号機	備考
		5.7.2 可搬型重大事故等対処設備 可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、流入する燃料を自動的に調整する調速装置及び軸受が異常な摩耗、変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とする。 可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 可搬型の非常用発電装置の内燃機関は、回転速度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。 可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。 【78条18】	差異なし
		5.8 電気設備の設計条件 5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に施設す る電気設備(以下「電気設備」という。)は、感電又は 火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に 接触できない設計とする。 【48条19】【78条19】	
		電気設備は、電路を絶縁し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないように端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがない設計とする。 【48条20】【78条20】	
		電気設備における電路に施設する電気機械器具は,期待される使用状態において発生する熱に耐えるものとし,高圧又は特別高圧の電気機械器具については,可燃性の物と隔離する設計とする。 【48条21】【78条21】	

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの (比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	(原子炉//	女川原子力発電所第2号機	備考
(Social Mana) (1977) FEW (Social Old Old)	жини — Ланалл	電気設備は、電流が安全かつ確実に大地に通じることができるよう、適切な箇所に接地を施す設計とする。	v
		【48 条 22】【78 条 22】 電気設備における高 <mark>圧の</mark> 電路と低圧の電路とを結合	
		する変圧器には、適切な箇所に接地を施し、変圧器に より特別高圧の電路に結合される高圧の電路には、避 雷器を施設する設計とする。	
		【48条23】【78条23】 電気設備は、電路の必要な箇所に過電流遮断器又は	
		地絡遮断器を施設する設計とする。 【48条24】【78条24】	
		電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えない設計とする。 【48条25】【78条25】	
		電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。 【48条26】【78条26】	
		電気設備における架空電線は、接触又は誘導作用による感電のおそれがなく、かつ、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設する設計とする。 【48条 27】	
		電気設備における電力保安通信線は、他の電線等を 損傷するおそれがなく、かつ、接触又は断線によって 生じる混触による感電又は火災のおそれがない設計と	
		する。 【48 条 28】	

- 4 -

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針) 東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版) 電気設備のうちガス絶縁機器は、最高使用圧力に耐 え、かつ、漏えいがなく、異常な圧力を検知するとと もに,使用する絶縁ガスは可燃性,腐食性及び有毒性 のない設計とする。 【48条29】 電気設備のうち開閉器又は断路器に使用する圧縮空 設計の差異 気装置は、最高使用圧力に耐え、かつ、漏えいがなく、 (女川2号は、開閉器又は断路器に使用する 異常な圧力を検知するとともに、圧力が上昇した場合 圧縮空気装置を設置している。) に最高使用圧力に到達する前に圧力を低下させ、空気 タンクの圧力が低下した場合に圧力を自動的に回復で きる機能を有し、空気タンクは耐食性を有する設計と 【48条39】 電気設備のうち水素冷却式発電機は、水素の漏えい 又は空気の混入のおそれがなく, 水素が大気圧で爆発 する場合に生じる圧力に耐える強度を有し, 異常を早 期に検知し警報する機能を有する設計とする。 【48条30】 電気設備のうち水素冷却式発電機は、軸封部から漏 えいした水素を外部に放出でき、発電機内への水素の 導入及び発電機内からの水素の外部への放出が安全に できる設計とする。 【48条31】 電気設備のうち発電機又は特別高圧の変圧器には、 異常が生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する 装置を施設する設計とする。 【48条32】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり,本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機 備考 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版) 電気設備のうち発電機及び変圧器等は、短絡電流に より生じる機械的衝撃に耐え、発電機の回転する部分 については非常調速装置及びその他の非常停止装置が 動作して達する速度に対し耐える設計とする。 【48条33】【78条27】 また、蒸気タービンに接続する発電機は、軸受又は 軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械 的強度を有した設計とする。 【48条34】 電気設備においては、運転に必要な知識及び技能を 有する者が発電所構内に常時駐在し、異常を早期に発 見できる設計とする。 【48条35】【78条28】 電気設備において、発電所の架空電線引込口及び引 出口又はこれに近接する箇所には、避雷器を施設する 設計とする。 【48条36】 電気設備における電力保安通信線は、機械的衝撃又 は火災等により通信の機能を損なうおそれがない設計 とする。 【48条37】 電気設備において,電力保安通信設備に使用する無 線通信用アンテナを施設する支持物の材料及び構造 は、風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損な うおそれがない設計とする。 【48条38】

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表

(原子炉冷却系統施設(共通項目)の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		5.8.2 可搬型重大事故等対処設備 可搬型の非常用発電装置の発電機は、電気的・機械 的に十分な性能を持つ絶縁巻線を使用し、耐熱性及び 耐湿性を考慮した絶縁処理を施す設計とする。 可搬型の非常用発電装置の発電機は、電源電圧の著 しく低下した場合及び過電流が発生した場合等に自動 的に停止する設計とする。 可搬型の非常用発電装置の発電機は、定格出力のも とで1時間運転し、安定した運転が維持されることを 確認した設備とする。 【78条29】	差異なし

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (補助ボイラーの基本設計方針)

較表において追記したもの(比較対象外)			μχρι / J μ /		
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		1. 補助ボイラー 1.1 補助ボイラーの機能 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの 間に想定される使用条件として、液体廃棄物処理系の 濃縮装置、排ガス予熱器、屋外タンクの保温及び建屋 の暖房用並びに主蒸気が使用できない場合のタービン のグランドシール及び起動停止用蒸気式空気抽出器 に、必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラー (第 1,2号機共用 (以下同じ。))を 設置する。 植助ボイラーは、発電用原子炉施設の安全性を損な わない設計とする。 【48条1】	(設置(変更)許可を踏まえた負荷を記載し		
		1.2 補助ボイラーの設計条件 補助ボイラーは、ボイラー本体、給水設備、制御装置等から構成し、蒸気は蒸気だめより加熱蒸気系を経て、蒸気を使用する各機器に供給できる設計とする。 各機器で使用された蒸気のうち回収できるものは、 復水戻り系により、補助ボイラーの給水として再使用 し、給水使用量を低減できる設計とする。 【48条5】	設備名称の相違 表現の相違 設計の差異 (女川 2 号の補助ボイラーは電気ボイラー を使用している。)		
		補助ボイラーは、長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮できる設計とするとともに、補助ボイラーの健全性及び能力を確認するため、必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるよう設計する。 【48条6】	設備名称の相違		

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (補助ボイラーの基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		設計基準対象施設に施設する <mark>輔</mark> 助ボイラー並びにその附属設備の耐圧部分に使用する材料は、安全な化学的成分及び機械的強度を有するとともに、耐圧部分の構造は、最高使用圧力及び最高使用温度において、発生する応力に対して安全な設計とする。 【48条3】	設備名称の相違表現の相違
		設計基準対象施設に施設する補助ボイラーに属する主要な耐圧部の溶接部は、次のとおりとし、使用前事業者検査により適用基準及び適用規格に適合していることを確認する。 (1) 不連続で特異な形状でない設計とする。 (2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認する。 (3) 適切な強度を有する設計とする。 (4) 適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることを機械試験その他の評価方法によりあらかじめ確認する。 【48条2】	工事計画の申請範囲の相違
		補助ボイラーの蒸気ドラムには、圧力の上昇による 設備の損傷防止のため、最大蒸発量と同等容量以上の 安全弁を設ける設計とする。 【48条4】	設備名称の相違
		補助ボイラーの蒸気ドラムには、圧力の上昇による 設備の損傷防止のため、ドラム内水位、ドラム内圧力 等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 【48条9】	設備名称の相違

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

: 前回提出時からの変更箇所

[]番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表 (補助ボイラーの基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/6/5版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		補助ボイラーには、 <mark>補助</mark> ボイラーの最大連続蒸発時において、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる適切な容量の給水設備を設け、給水の入口及び蒸気の出口については、流路を速やかに遮断できる設計とする。 【48条7】	
		補助ボイラーは、ボイラー水の濃縮を防止し、及び水位を調整するために、ボイラー水を抜くことができる設計とする。 【48条8】	
		補助ボイラーは電気ボイラーを使用することにより,ばい煙を発生しない設計とする。 【48 条 10】	設計の差異 (女川 2 号の補助ボイラーは電気ボイラー を使用している。)

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

条色: 設直変更計可と基本設計方針(後) との対比 緑色: 技術基準規則と基本設計方針(後) との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 : 前回提出時からの変更箇所

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(準用)				10. その他発電用原子炉		
				の附属施設		
第四十八条 第十七条第十	発電用原子炉施設には,	発電用原子炉施設には,	ロ 発電用原子炉施設の一	10.4 加熱蒸気系	基準要求への適合性を明確	補助ボイラー
五号の規定及び発電用火力	設計基準事故に至るまでの	設計基準事故に至るまでの	般構造	10.4.1 概要	化	1.1 補助ボイラーの機能
設備に関する技術基準を定	間に想定される使用条件と	間に想定される使用条件と	(3) その他の主要な事項	加熱蒸気系は、補助ボイ		
める省令第二章の規定は、	して、液体廃棄物処理系の	して、液体廃棄物処理系の	(i) 本発電用原子炉施設	ラ及びスチームコンバータ		
設計基準対象施設に施設す	濃縮装置, 排ガス予熱器, 屋	濃縮装置,排ガス予熱器,屋	は,(1) 耐震構造,(2) 耐津	等で構成し、 <u>液体廃棄物処</u>		
る補助ボイラーについて準	外タンクの保温及び建屋の	外タンクの保温及び建屋の	波構造に加え,以下の基本	<u>理系の</u> 蒸発 <u>濃縮装置,</u> タン		
用する。①	暖房用並びに主蒸気が使用	暖房用並びに主蒸気が使用	的方針のもとに安全設計を	クの保温用等に蒸気を供給		
【解釈】	できない場合のタービンの	できない場合のタービンの	行う。	するほか, <u>タービングラン</u>		
1 第1項において準用す	グランドシール及び起動 <mark>停</mark>	グランドシール及び起動 <mark>停</mark>	a. 設計基準対象施設	<u>ド</u> の <u>シール及び起動停止用</u>		
る第17条第15号に規定	<mark>止</mark> 用蒸気式空気抽出器に,	<mark>止</mark> 用蒸気式空気抽出器に,	(ae) 補助ボイラー	空気抽出器駆動用の蒸気を		
する「主要な耐圧部の溶接	必要な蒸気を供給する能力	必要な蒸気を供給する能力	発電用原子炉施設には,	発生させるグランド蒸気発		
部」とは、以下に掲げるもの	を有する <mark>主</mark> ボイラー <mark>(第</mark> 1号	を有す <mark>る補</mark> 助ボイラー <mark>(第</mark>	タービン,液体廃棄物処理	生器の加熱用にも蒸気を供		
の溶接部をいう。①	機設備, 第 1, 2 号機共用 <mark>(以</mark>	1, 2 号機共用 <mark>(以下同じ。))</mark>	系, <u>タンクの保温</u> 用等 <u>に必</u>	給する。 ①b		
	<mark>下同じ。))及</mark> び補助ボイラ	<mark>を</mark> 設置する。	要な蒸気を供給する能力が			
(1) 設計基準対象施設の	<mark>ー(第</mark> 1, 2 号機共用 <mark>(以下</mark>		ある補助ボイラー <u>を設置す</u>			
補助ボイラーに属する容器	<mark>同じ。))を</mark> 設置する。		<u>る。補助ボイラー</u> (1号及び			
のうち、次に定める圧力以	<mark>主</mark> ボイラー及 <mark>び補</mark> 助ボイ	<mark>補</mark> 助ボイラーは,発電用	2号炉共用, 既設) は, 発電			
上の圧力を加えられる部分	ラーは,発電用原子炉施設	原子炉施設の安全性を損な	用原子炉施設の安全性を損			
(以下「耐圧部」という。)	の安全性を損なわない設計	わない設計とする。	<u>なわない設計とする。</u> ①a			
について溶接を必要とする	とする。	①a①b 【48 条 1】				
€ Ø1	【48条1】					
イ 水用の容器又は管であ						
って、最高使用温度10						
0℃未満のものについて						
は、最高使用圧力1960						
k P a 1						
ロ 液化ガス (通常の使用						
状態での温度における飽和						
圧力が196kPa以上で						
あって現に液体の状態であ						
るもの又は圧力が196k						
Paにおける飽和温度が3						
5℃以下であって現に液体						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		<u>'</u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
の状態であるものをいう。 以下同じ。) 用の容器又は管 については、最高使用圧力 0 k P a (1)						
ハイ又はロに規定する容						
器以外の容器については、 最高使用圧力98kPa①						
ニ イ又はロに規定する管 以外の管については、最高						
使用圧力980kPa (長 手継手の部分にあっては、						
490kPa)						
(2)設計基準対象施設の 補助ボイラーに係る外径1						
50mm以上の管のうち、 耐圧部について溶接を必要						
とするもの						
2 第1項において準用す る第17条第15号の規定	する <mark>主</mark> ボイラー及 <mark>び補</mark> 助ボ	設計基準対象施設に施設 す <mark>る補</mark> 助ボイラーに属する			基準要求への適合性を明確 化	補助ボイラー 1.2 補助ボイラーの設計条
に適合する溶接部は、次の (1) 又は(2) のいずれか		主要な耐圧部の溶接部は, 次のとおりとし,使用前事				件
に適合したものをいう。②	とし,使用前事業者検査に より適用基準及び適用規格	業者検査により適用基準及 び適用規格に適合している				
(1)「溶接規格 2007」及び 「設計・建設規格 2005(200	に適合していることを確認する。	ことを確認する。②				
7)」の規定に「日本機械学会 「溶接規格」等の適用に当		(1) 不連続で特異な形状				
たって (別記-5)」の要件を付したもの	でない設計とする。	でない設計とする。②				
(2)「溶接規格 2012(2013)」及び「設計・建		(2) 溶接による割れが生ずるおそれがなく,かつ,健				
設規格 2012」の規定に「日		全な溶接部の確保に有害な				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位とのおかま

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
本機械学会「設計・建設規	溶込み不良その他の欠陥が	溶込み不良その他の欠陥が				
格」及び「材料規格」の適用	ないことを非破壊試験によ	ないことを非破壊試験によ				
に当たって (別記-2)」及	り確認する。	り確認する。②				
び「日本機械学会「溶接規						
格」等の適用に当たって(別	(3) 適切な強度を有する	(3) 適切な強度を有する				
記-5)」の要件を付したも	設計とする。	設計とする。②				
の(「溶接規格 2007 技術評価						
書」、「溶接規格 2012(2013)	(4) 適切な溶接施工法,溶	(4) 適切な溶接施工法,溶				
技術評価書」、「設計・建設規	接設備及び技能を有する溶	接設備及び技能を有する溶				
格 2007 技術評価書」及び「設	接士であることを機械試験	接士であることを機械試験				
計・建設規格 2012 技術評価	その他の評価方法によりあ	その他の評価方法によりあ				
書」)	らかじめ確認する。	らかじめ確認する。				
	【48条2】	② 【48条2】				
第二章 ボイラー等及びそ						!
の附属設備						
(ボイラー等及びその附						
属設備の材料)						
第五条 ボイラー (火気,	設計基準対象施設に施設	設計基準対象施設に施設			基準要求への適合性を明確	補助ボイラー
燃焼ガスその他の高温ガ	する <mark>主</mark> ボイラー及 <mark>び補</mark> 助ボ	す <mark>る補</mark> 助ボイラー並びにそ			化	1.2 補助ボイラーの設計条
ス若しくは電気によって	イラー並びにその附属設備	の附属設備の耐圧部分に使				件
水等の熱媒体を加熱する	の耐圧部分に使用する材料	用する材料は,安全な化学				
ものであって, 当該加熱に	は, 安全な化学的成分及び	的成分及び機械的強度を有				
より当該蒸気を発生させ	機械的強度を有するととも	するとともに、耐圧部分の				
これを他の設備に供給す	に, 耐圧部分の構造は, 最高	構造は,最高使用圧力及び				
るもの又は当該加熱(相変	使用圧力及び最高使用温度	最高使用温度において,発				
化を伴うものを除く。) に	において,発生する応力に	生する応力に対して安全な				
より当該水等の熱媒体を	対して安全な設計とする。	設計とする。				
大気圧力における飽和温	【48条3】	①火1 【48条3】				
度以上とし,これを蒸気タ						
ービン若しくはガスター						
ビンに供給するもののう						
ち,ガス化炉設備(石炭,						
石油その他の燃料を加熱						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

安水事頃との灯に表							
技術基準規則・解釈	設工総甲請者 基本設計方針(前)	成工総甲請者 基本設計方針(後)	設直計り中請者 本文		設直計り、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
し,酸素と化学反応させる							
ことによりガス化させ, 発							
生したガスをガスタービ							
ンに供給する容器(以下							
「ガス化炉」という。),							
そのガスを通ずることに							
よって熱交換等を行う容							
器及びこれらに附属する							
設備のうち, 液化ガス設備							
(液化ガスの貯蔵,輸送,							
気化等を行う設備及びこ							
れに附属する設備をいう。							
以下同じ。)を除く。以下							
同じ。)を除く。以下同							
じ。),独立過熱器(火気,							
燃焼ガスその他の高温ガ							
ス又は電気によって蒸気							
を過熱するもの(ボイラ							
ー,ガスタービン,内燃機							
関又は燃料電池設備に属							
するものを除く。) をいう。							
以下同じ。)又は蒸気貯蔵							
器(以下「ボイラー等」と							
いう。) 及びその附属設備							
(ポンプ, 圧縮機及び液化							
ガス設備を除く。)に属す							
る容器及び管の耐圧部分							
に使用する材料は、最高使							
用温度において材料に及							
ぼす化学的影響及び物理							
的影響に対し、安全な化学							
的成分及び機械的強度を							
有するものでなければな							
らない。①火 1							
(1) 1 = k T = 0 7 = 11							
(ボイラー等及びその附							
属設備の構造)							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可, 技術基準規則	備考
汉州	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	Dua 2
第六条 ボイラー等及び						
その附属設備(液化ガス設						
備を除く。以下この章にお						
いて同じ。) の耐圧部分の						
構造は,最高使用圧力又は						
最高使用温度において発						
生する最大の応力に対し						
安全なものでなければな						
らない。この場合におい						
て, 耐圧部分に生ずる応力						
は当該部分に使用する材						
料の許容応力を超えては						
ならない。①火 1						
(+, 4, 4)						
(安全弁)	 <mark>主</mark> ボイラー及 <mark>び補</mark> 助ボイ	 <mark>補</mark> 助ボイラーの蒸気ドラ			基準要求への適合性を明確	補助ボイラー
第七条 ボイラー等及び	ラーの蒸気ドラムには、圧	るには、圧力の上昇による				補助がイノー 1.2 補助ボイラーの設計条
その附属設備であって過	力の上昇による設備の損傷	設備の損傷防止のため、最			化	1.2 補助がイノーの設計来
圧が生ずるおそれのある		, , , , ,				14
ものにあっては、その圧力	防止のため、最大蒸発量と	大蒸発量と同等容量以上の				
を逃がすために適当な安	同等容量以上の安全弁を設	安全弁を設ける設計とす				
全弁を設けなければなら	ける設計とする。【48条4】	3. [40 % 4]				
ない。この場合において、		① 火2 【48条4】				
当該安全弁は、その作動時						
にボイラー等及びその附						
属設備に過熱が生じない		4 IL 3 / 5 12 / 5			甘淮五上 の本人匠と四本	
ように施設しなければな	主ボイラーは、ボイラー	補助ボイラーは、ボイラ	コーフの地形展用医フ层の	10 4 0 = = = + +	基準要求への適合性を明確	同上
らない。①火 2	本体,重油燃焼設備,通風設	一本体, 給水設備, 制御装置	ヌ その他発電用原子炉の	10.4.2 設計方針	化	
l I	備,給水設備,制御装置等か	等から構成し、蒸気は蒸気	附属施設の構造及び設備	(1) 発電用原子炉の運転		
i i	ら <mark>, 補</mark> 助ボイラーは, ボイラ	だめより加熱蒸気系を経	(3) その他の主要な事項	に必要な量、圧力の蒸気を		
	一本体, 給水設備, 制御装置	て、蒸気を使用する各機器	(iii) 補助ボイラー (1号及	供給できる系統構成とす		
i	等から構成する。	に供給できる設計とする。	び2号炉共用、既設)	3. 1		
ı i	蒸気は蒸気だめより加熱	①c	発電所の運転に必要な	(2) 蒸気は、補助ボイラ及		
;	蒸気系を経て、蒸気を使用		量、圧力の蒸気を供給でき	び主蒸気あるいはタービン		
į i	する各機器に供給できる設		る系統構成とし、蒸気は蒸	抽気によって加熱されるス		
	計とする。		気だめより蒸気母管を経	チームコンバータから蒸気		
İ	各機器で使用された蒸気	各機器で使用された蒸気	て,蒸気を使用する各機器	母管を経て、蒸気を使用す		
	のうち回収できるものは,	のうち回収できるものは,	<u>に供給する。</u> ①c	る各機器に供給する。		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所 様式-7 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

			要求事項との対比表	紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)) との対比	: 前回提出時から	0変更箇所
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八		可,技術基準規則 設計方針との対比	備考
	復水戻り系により、 <mark>主</mark> ボイ ラー及 <mark>び補</mark> 助ボイラーの給 水として再使用し、給水使 用量を低減できる設計とす る。 【48条5】	復水戻り系により <mark>、補</mark> 助ボ イラーの給水として再使用 し、給水使用量を低減でき る設計とする。 ①d【48条5】		 ② (①c 重複) (3) 各機器で使用される 蒸気のうち回収できるものは、補助ボイラ及びスチームコンバータの給水として再使用する。 ①d 			
	主ボイラー及び補助ボイラーは、長期連続運転及び負荷変動に対応できる設計とし、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮できる設計とするとともに、主ボイラー及び補助ボイラーの健全性及び能力を	までの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮できる設計とするとともに、補助ボイラーの健全性及び能力を確認するため、必要な箇所の保守		(4) <u>補助ボイラ</u> 及びスチームコンバータは、 <u>長期連続運転</u> が可能で、また、 <u>負荷変動</u> に耐えるようにする。 ①e 10.4.3 主要設備の仕様加熱蒸気系の主要設備の仕様を第 10.4-1 表に示す。	基準要求· 化	への適合性を明確	補助ボイラー 1.2 補助ボイラーの設計条 件
(給水装置) 第八条 ボイラーには,そ の最大連続蒸発時におい	確認するため、必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるよう設計する。 【48条6】			第 10.4-1 表 加熱蒸気系主要機器仕様(1) 補助ボイラ(1号及び2号炉共用,既設)基数及び容量約 18t/h×2 基約 13t/h×2 基	基準要求·化	への適合性を明確	同上
て、熱的損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置を設けなければならない。①火3 2 設備の異常等により、循環ボイラーの水位又は貫流ボイラーの給水流量が著しく低下した際に、急速に燃料の送入を遮断し	損傷が生ずることのないよ	ることのないよう水を供給		10.4.4 主要設備 補助ボイラ(1号及び2号 炉共用,一部既設)は、ボイ ラ本体、給水設備、制御装置 等で構成し、スチームコン バータは、コンバータ本体、 給水設備等で構成する。◆			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

<関連する資料>

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
てもなおボイラーに損傷						
▼ を与えるような熱が残存						
する場合にあっては, 当該						
ボイラーには, 当該損傷が						
生ずることのないよう予						
備の給水装置を設けなけ						
ればならない。①火 3						
i i						
(蒸気及び給水の遮断)						
第九条 ボイラーの蒸気						
出口(安全弁からの蒸気出						
口及び再熱器からの蒸気						
出口を除く。) は, 蒸気の流						
出を遮断できる構造でな						
ければならない。ただし,						
他のボイラーと結合され						
たボイラー以外のボイラ						
ーから発生する蒸気が供						
給される設備の入口で蒸						
気の流路を遮断すること						
ができる場合における当						
該ボイラーの蒸気出口又						
は二個以上のボイラーが						
一体となって蒸気を発生						
しこれを他に供給する場						
合における当該ボイラー						
間の蒸気出口にあっては						
この限りでない。①火4						
2 ボイラーの給水の入						
口は,給水の流路を速やか						
に自動で、かつ、確実に遮						
断できる構造でなければ						
ならない。ただし,ボイラ						
一ごとに給水装置を設け						
る場合において, ボイラー						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要水事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
に最も近い給水加熱器の							
出口又は給水装置の出口	ı						
が,給水の流路を速やかに	:						
自動で、かつ、確実に遮断	ı						
できる構造である場合に							
おける当該ボイラーの給	1						
水の入口又は二個以上の	.						
ボイラーが一体となって	1						
蒸気を発生しこれを他に	.						
供給する場合における当	1						
該ボイラー間の給水の入	.						
口にあってはこの限りで	1						
ない。①火 4	 						
(ボイラーの水抜き装置)	 						
■ (・ 主ボイラー及 <mark>び補</mark> 助ボイ	補助ボイラーは,ボイラ			基準要求への適合性を明確	補助ボイラー	
は、ボイラー水の濃縮を防	ラーは、ボイラー水の濃縮	一水の濃縮を防止し、及び			化	1.2 補助ボイラーの設計条	
止し、及び水位を調整する	を防止し、及び水位を調整	水位を調整するために、ボ				件	
ために、ボイラー水を抜く	するために,ボイラー水を	イラー水を抜くことができ					
ことができる装置を設け	抜くことができる設計とす	る設計とする。					
なければならない。①火 5	る。	①火5 【48条8】					
	【48条8】						
(計測装置)	il '	_					
第十一条 ボイラー等に	<mark>主</mark> ボイラー及 <mark>び補</mark> 助ボイ	<mark>補</mark> 助ボイラーの蒸気ドラ			基準要求への適合性を明確	同上	
は、設備の損傷を防止する	ラーの蒸気ドラムには、圧	ムには、圧力の上昇による			化		
ため運転状態を計測する	力の上昇による設備の損傷	設備の損傷防止のため,ド					
装置を設けなければなら	防止のため、ドラム内水位、	ラム内水位, ドラム内圧力					
ない。①火6①火7	ドラム内圧力等の運転状態	等の運転状態を計測する装					
i i	を計測する装置を設ける設	置を設ける設計とする。					
	計とする。	① 火6 【48条9】					
	【48条9】						
	主 主ボイラーから排出され	補助ボイラーは電気ボイ			基準要求への適合性を明確	同上	
	るばい煙については、良質	ラーを使用することによ			化		
	燃料 (A 重油) を使用するこ	り、ばい煙を発生しない設					
	とにより, 硫黄酸化物排出	計とする。					
	量、窒素酸化物濃度及びば	①火7 【48条10】					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し	1		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	いじん濃度を低減する設計					
	とする。	ļ				
	【48条10】	ļ				
		ļ				
		ļ				
		ļ				
2 発電用火力設備に関す		ļ			設計基準対象施設には当該	
る技術基準を定める省令第		,			要求に該当する設備がない	
十九条から第二十三条まで		,			をめ記載しない。	
の規定は、設計基準対象施		,			/この元収しない。	
設に施設するガスタービン		,				
について準用する。③		,				
について準用する。		,				
<i>【解釈】</i>		,				
<i>1 件付 3 ガスタービンの附属設</i>		,				
		,				
備に属する容器及び管は発		,				
電用原子炉施設に含まれる		,				
ことから、第17条、第20		,				
条及び第21条によりそれ		,				
ぞれ材料及び構造、安全弁		,				
等並びに耐圧試験の規定が		,				
適用される。③		,				
		,				
		,				
3 発電用火力設備に関す		,				
る技術基準を定める省令第		,				
二十五条から第二十九条ま		,				
での規定は、設計基準対象		,				
施設に施設する内燃機関に		,				
ついて準用する。 ④						
I Andre V						
【解釈】						
4 内燃機関の附属設備に						
属する容器及び管は発電用						
原子炉施設に含まれること						
から、第17条、第20条及						
び第21条によりそれぞれ						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位とのおかま

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
材料及び構造、安全弁等並 びに耐圧試験の規定が適用 される。④								
5 火力省令の準用に当たっては、「発電用火力設備の 技術基準の解釈」の該当部 分によること。 ①34								
第五章 内燃機関及びその附属設備 (内燃機関等の構造等) 第二十五条 内燃機関は, 非常調速装置が作動した ときに達する回転速度に 対して構造上十分な機械	設計基準対象施設に施設 する内燃機関(以下「内燃機 関」という。) は, 非常調速 装置が作動したときに達す	設計基準対象施設に施設 する内燃機関(以下「内燃機 関」という。)は、非常調速 装置が作動したときに達す			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設		
的強度を有するものでな ければならない。 ④火 1	る回転速度に対して構造上 十分な機械的強度を有する 設計とする。 【48条11】	る回転速度に対して構造上 十分な機械的強度を有する 設計とする。 ④火1 【48条11】						
2 内燃機関の軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。 ①火 2	内燃機関の軸受は運転中 の荷重を安定に支持できる ものであって、かつ、異常な 摩耗、変形及び過熱が生じ ない設計とする。 【48条12】	内燃機関の軸受は運転中 の荷重を安定に支持できる ものであって、かつ、異常な 摩耗、変形及び過熱が生じ ない設計とする。 ④火2【48条12】			基準要求への適合性を明確 化	同上		
3 内燃機関及びその附 属設備 (液化ガス設備を除 く。第二十八条において同 じ。) の耐圧部分の構造は,	内燃機関の耐圧部の構造 は、最高使用圧力又は最高 使用温度において発生する 耐圧部分に生じる応力は当	内燃機関の耐圧部の構造 は,最高使用圧力又は最高 使用温度において発生する 耐圧部分に生じる応力は当			基準要求への適合性を明確 化	同上		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

「内地サン泉村イン・ ・様式一1、一の展開表 (補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		•	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
最高使用圧力又は最高使	該部分に使用する材料の許	該部分に使用する材料の許				
用温度において発生する	容応力以下となる設計とす	容応力以下となる設計とす				
最大の応力に対し安全な	る。	る。				
ものでなければならない。	【48条13】	④火3 【48条13】				
この場合において,耐圧部						
分に生ずる応力は当該部						
分に使用する材料の許容						
応力を超えてはならない。						
④火 3						
4 内燃機関が一般用電	内燃機関を屋内その他酸	内燃機関を屋内その他酸			基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通)
気工作物である場合であ	素欠乏の発生のおそれのあ	素欠乏の発生のおそれのあ			化	5.7.1 設計基準対象施設及
って,屋内その他酸素欠乏	る場所に設置するときは,	る場所に設置するときは,				び重大事故等対処施設
の発生のおそれのある場	給排気部を設ける設計とす	給排気部を設ける設計とす				
所に設置するときは、給排	る。	る。				
気部を適切に施設しなけ	【48条14】	④火4 【48条14】				
ればならない。④火4						
(調速装置)						
第二十六条 誘導発電機	内燃機関は,その回転速	内燃機関は,その回転速			基準要求への適合性を明確	同上
と結合する内燃機関以外	度及び出力が負荷の変動に	度及び出力が負荷の変動に			化	
の内燃機関には, その回転	より持続的に動揺すること	より持続的に動揺すること				
速度及び出力が負荷の変	を防止する調速装置を設け	を防止する調速装置を設け				
動の際にも持続的に動揺	るとともに,運転中に生じ	るとともに、運転中に生じ				
することを防止するため、	た過速度その他の異常によ	た過速度その他の異常によ				
内燃機関に流入する燃料	る設備の破損を防止するた	る設備の破損を防止するた				
を自動的に調整する調速	め、その異常が発生した場	め、その異常が発生した場				
装置を設けなければなら	合に内燃機関を安全に停止	合に内燃機関を安全に停止				
ない。この場合において、	させる非常調速装置その他	させる非常調速装置その他				
調速装置は、定格負荷を遮	の非常停止装置を設置する	の非常停止装置を設置する				
断した場合に達する回転	設計とする。	設計とする。				
速度を非常調速装置が作	【48条15】	④火5 ④火6 【48条15】				
動する回転速度未満にす						
る能力を有するものでな						
ければならない。④火 5						
/Jb 245/= .1) H- mm \						
(非常停止装置)						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	乳子初由苯基	机丁初中丰丰	安水争頃との対比衣	机果新言由註事	机果新司 社体甘油和四	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第二十七条 内燃機関に						
は,運転中に生じた過回転	ı					
その他の異常による危害						
の発生を防止するため, そ	·					
の異常が発生した場合に						
内燃機関に流入する燃料	·					
を自動的かつ速やかに遮						
断する非常調速装置その	·					
他の非常停止装置を設け						
なければならない。④火6]					
(過圧防止装置) 第二十八条 内燃機関及 びその附属設備であって 過圧が生ずるおそれのあ るものにあっては、その圧 力を逃がすために適当な 過圧防止装置を設けなけ ればならない。④火7	内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものには,適切な過圧防止装置を設ける設計とする。 【48条16】	内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものには、適切な過圧防止装置を設ける設計とする。 ④火7【48条16】			基準要求への適合性を明確 化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設
(計測装置) 第二十九条 内燃機関に は、設備の損傷を防止する ため運転状態を計測する 装置を設けなければなら ない。④火8	内燃機関には、設備の損 傷を防止するために、回転 速度、潤滑油圧力及び潤滑 油温度等の運転状態を計測 する装置を設ける設計とす る。 【48条17】	内燃機関には、設備の損傷を防止するために、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 ④火8【48条17】			基準要求への適合性を明確 化	同上
2 内燃機関が一般用電 気工作物である場合には, 前項の規定は適用しない。					設計基準対象施設には当該 要求に該当する設備がない ため記載しない。	
	内燃機関の附属設備に属 する容器及び管は発電用原	内燃機関の附属設備に属 する容器及び管は発電用原			基準要求への適合性を明確 化	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			安水争頃との対比衣。			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	子炉施設として,「実用発電	子炉施設として,「実用発電				
	用原子炉及びその附属施設	用原子炉及びその附属施設				
	の技術基準に関する規則」	の技術基準に関する規則」				
	の材料及び構造,安全弁等,	の材料及び構造,安全弁等,				
	耐圧試験等の規定を満たす	耐圧試験等の規定を満たす				
	副生試験等の規定を個にする 設計とする。	耐圧試験等の規定を個だり 設計とする。				
	試計とする。 【48 条 18】	設計とする。 ④ 【48条 18】				
 4 原子力発電工作物に係	【40 来 10】	40 来 16】				
る電気設備に関する技術基						
つ 电 ス 設 棚 に 関 り る 投 州 基 準 を 定 め る 命 令 (平 成 二 十						
四年経済産業省令第七十						
号)第四条から第十六条ま						
で、第十九条から第二十八						
条まで及び第三十条から第 三十五条までの規定は、設						
計基準対象施設に施設する						
電気設備について準用す						
る。 5						
వ. త						
【解釈】						
6 原子力発電工作物に係						
る電気設備に関する技術基						
章を定める命令(平成24)						
年経済産業省令第70号)						
の準用に当たっては、「原子						
力発電工作物に係る電気設						
が発電工作物に係る電気設 備の技術基準の解釈」(原規						
##ジ技術基準ジ辨析』(原規 技発第 1306199 号(平成 2						
5年6月19日原子力規制 委員会決定))の該当部分に						
よること。⑤						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
原子力発電工作物に係る 電気設備に関する技術基 準を定める命令 (平成二十四年九月十四 日経済産業省令第七十号) 第一章 総則 第三節 保安原則 第三新 感電, 火災等の防止 (電気設備における感電, 火災等の防止) 第四条 電気設備は, 感 電, 火災その他人体に危害 を及ぼし, 又は物件に損傷 を与えるおそれがないよ うに施設しなければなら	設計基準対象施設に施設する電気設備(以下「電気設	基本設計方針(後) 設計基準対象施設に施設する電気設備(以下「電気設備」という。)は、感電又は 火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比 基準要求への適合性を明確 化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設
ない。⑤電1 (電路の絶縁) 第五条 電路は、大地から 絶縁しなければならない。 ただし、構造上やむを得ない場合であって通常予見 される使用形態を考慮した険のおそれがない場合、又は混触による高電圧の侵入等の異常が発生した際の危険を回避するための接地その他の保安上必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。⑥電2	いように端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがない設計とする。 【48条20】	接触できない設計とする。 ⑤電1【48条19】 電気設備は、電路を絶縁 し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないように端子台等により接 続するほか、期待される使 用状態において断線のおそれがない設計とする。 ⑤電2⑤電3⑤電4 【48条20】			基準要求への適合性を明確化	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考		
2	基本設計方針(前)	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	*****		
2 前項の場合にあって								
は、その絶縁性能は事故時								
に想定される異常電圧を								
考慮し,絶縁破壊による危								
険のおそれがないもので								
なければならない。⑤電2								
3 変成器内の巻線と当								
■該変成器内の他の巻線と								
の間の絶縁性能は、事故時								
に想定される異常電圧を								
考慮し、絶縁破壊による危								
険のおそれがないもので								
なければならない。 5電2								
317,40131 31 3 31 1 8 3 1 2								
(電線等の断線の防止)								
第六条 電線,支線,架空								
地線,弱電流電線等(弱電								
流電線及び光ファイバケ								
ーブルをいう。以下同じ。)								
その他の電気設備の保安								
のために施設する線は,通								
常の使用状態において断								
線のおそれがないように								
施設しなければならない。								
⑤電 3								
(電線の接続)								
第七条電線を接続する								
場合は、接続部分において								
電線の電気抵抗を増加さ								
せないように接続するほ								
か,絶縁性能の低下(裸電								
線を除く。)及び通常の使								
用状態において断線のお								
それがないようにしなけ_								

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
ればならない。⑤電4								
I								
(電気機械器具の熱的強								
度)	寿左乳供ければす寿めけ	毎年5世(世)マネッネッチでの)マ			甘淮亜土・の本人はた明確	百 7 标准和 7 休长和 (井泽)		
第八条 電路に施設する	電気設備における電路に 施設する電気機械器具は,	電気設備における電路に 施設する電気機械器具は,			基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及		
電気機械器具は、通常の使用がないである。	脚待される使用状態におい	施設する电気機械器具は、 期待される使用状態におい			化	5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設		
用状態においてその電気	て発生する熱に耐えるもの	て発生する熱に耐えるもの				0 里八争以寺刈处旭叔		
機械器具に発生する熱に	とし、高圧又は特別高圧の	とし、高圧又は特別高圧の						
耐えるものでなければな らない。⑤電 5	電気機械器具については、	電気機械器具については、						
りない。り毛り	可燃性の物と隔離する設計	可燃性の物と隔離する設計						
	とする。	とする。						
■ ■ (高圧又は特別高圧の電 ■	【48条21】	5電5 5電6 【48条21】						
気機械器具の危険の防止)	TIONEST .	Tooker (100ker)						
第九条 高圧又は特別高								
エの開閉器, 遮断器, 避雷								
■ 器その他これらに類する ■								
器具であって、動作時にア								
ークを生ずるものは,火災								
のおそれがないよう, 木製								
の壁又は天井その他の可								
燃性の物から離して施設								
しなければならない。ただ								
し, 耐火性の物で両者の間								
を隔離した場合は, この限								
りでない。⑤電 6								
(香与乳供の特別)								
(電気設備の接地)	電気設備は、電流が安全	電気設備は、電流が安全			基準要求への適合性を明確	同上		
第十条 電気設備の必要	・ 电気設備は、电流が安全 かつ確実に大地に通じるこ	电気散幅は、电価が安全 かつ確実に大地に通じるこ			基準要求への適合性を明確 化	IHI T.		
な箇所には, 異常時の電位 上昇, 高電圧の侵入等によ	とができるよう、適切な箇	とができるよう、適切な箇			16			
上弁、局電圧の侵入等による る感電、火災その他人体に	所に接地を施す設計とす	所に接地を施す設計とす						
■ る感电, 欠火ての他人体に ■ 危害を及ぼし, 又は物件へ ■	る。	万に 接地 と地 が 放 目 と う						
の損傷を与えるおそれが	【48条22】	5電7 5電8 【48条22】						
ないよう,接地その他の適								
切な措置を講じなければ								

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	20 20 2+	20,	安水争項との対比衣	20. W 24		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ならない。ただし、電路に	25/14X11/73/ (101/	出行政前为到(区)	71-2	IMIT EL ART	人の金年級前の針との内に	
■ 係る部分にあっては、第五 ■						
条第一項の規定に定める						
ところによりこれを行わ						
なければならない。 ⑤電 7						
【 (電気設備の接地の方法)						
第十一条 電気設備に接						
地を施す場合は、電流が安						
全かつ確実に大地に通ず						
■ ことができるようにし ■						
なければならない。 5電8						
ļ ļ						
第二款 異常の予防及び						
保護対策						
(特別高圧電路等と結合						
する変圧器等の火災等の						
防止)						
第十二条 高圧又は特別	電気設備における高 <mark>圧の</mark>	電気設備における高 <mark>圧の</mark>			基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通)
高圧の電路と低圧の電路	電路と低圧の電路とを結合	電路と低圧の電路とを結合			化	5.8.1 設計基準対象施設及
とを結合する変圧器は、高	する変圧器には,適切な箇	する変圧器には, 適切な箇				び重大事故等対処施設
圧又は特別高圧の電圧の	所に接地を施し,変圧器に	所に接地を施し,変圧器に				
侵入による低圧側の電気	より特別高圧の電路に結合	より特別高圧の電路に結合				
設備の損傷, 感電又は火災	される高圧の電路には、避	される高圧の電路には、避				
のおそれがないよう, 当該	雷器を施設する設計とす	雷器を施設する設計とす				
変圧器における適切な箇	る。	る。				
所に接地を施さなければ	【48条23】	⑤電9 【48条23】				
ならない。ただし,施設の						
方法又は構造によりやむ						
を得ない場合であって,変						
圧器から離れた箇所にお						
ける接地その他の適切な						
措置を講ずることにより						
低圧側の電気設備の損傷,						
感電又は火災のおそれが						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要水事項との対比表し			_
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ない場合は,この限りでな						
V '0						
⑤電 9						
li i						
2 変圧器によって特別						
■高圧の電路に結合される						
高圧の電路には、特別高圧						
の電圧の侵入による高圧						
側の電気設備の損傷,感電						
又は火災のおそれがない						
よう、接地を施した放電装						
■ 置の施設その他の適切な ■						
措置を講じなければなら						
はい。5電9						
ばい。 り 鹿 9						
1						
I						
(過電流からの電線及び						
電気機械器具の保護対策)						
第十三条 電路の必要な	電気設備は,電路の必要	電気設備は、電路の必要			基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通)
■ 箇所には,過電流による過	な箇所に過電流遮断器又は	な箇所に過電流遮断器又は			化	5.8.1 設計基準対象施設及
熱焼損から電線及び電気	地絡遮断器を施設する設計	地絡遮断器を施設する設計				び重大事故等対処施設
機械器具を保護し,かつ,	とする。	とする。				
火災の発生を防止できる	【48条24】	⑤電10 ⑤電11 【48条24】				
よう,過電流遮断器を施設						
しなければならない。						
⑤電 10						
(地絡に対する保護対策)						
第十四条 電路には,地絡						
が生じた場合に, 電線若し						
くは電気機械器具の損傷,						
感電又は火災のおそれが						
ないよう, 地絡遮断器の施						
設その他の適切な措置を						
講じなければならない。た						
だし、電気機械器具を乾燥						
した場所に施設する等地						
- した物別に配取りる寺地						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		机工初出铁事	要水事項との対比表し	机墨新可由辞事	机果状豆 计终其维担则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
絡による危険のおそれが ない場合は、この限りでない。 い。 5電11						
第三款 電気的,磁気的障害の防止 (電気設備の電気的,磁気的障害の防止) 第十五条 電気設備は,他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないように施設しなければならない。⑤電12	電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えない設計とする。 【48条25】	電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えない設計とする。 (3電12 【48条25】			基準要求への適合性を明確 化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設
(高周波利用設備への障害の防止) 第十六条 高周波利用設備(電路を高周波電流の伝送路として利用するものに限る。以下この条において同じ。)は,他の高周波利用設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。					設計基準対象施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	
第二章 電気の供給のための電気設備の施設第一節 感電,火災等の防止 (架空電線の感電の防止)第十九条 低圧又は高圧の架空電線には,感電のおそれがないよう,使用電圧に応じた絶縁性能を有す					設計基準対象施設に施設す る電気設備には当該条文に 該当する設備がないため記 載しない。	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し		-	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
る絶縁電線又はケーブル を使用しなければならない。ただし、通常予見され る使用形態を考慮し、感電 のおそれがない場合は、こ の限りでない。						
(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止) 第二十条 高圧又は特別高圧の電気機械器具,母線等を施設する発電所には,取扱者以外の者に電気機械器具,母線等が危険である旨を表示するとともに,当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。⑤電13	電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。 【48条26】	電気設備のうち高圧又は特別高圧の電気機械器具及び母線等は、取扱者以外の者が容易に立ち入るおそれがないよう発電所にフェンス等を設ける設計とする。 ⑤電13 【48条26】			基準要求への適合性を明確 化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設
(架空電線等の高さ) 第二十一条 架空電線及 び架空電力保安通信線は, 接触又は誘導作用による 感電のおそれがなく,かつ,交通に支障を及ぼすお それがない高さに施設し なければならない。⑤電 14	電気設備における架空電線は、接触又は誘導作用による感電のおそれがなく、かつ、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設する設計とする。 【48条27】	電気設備における架空電線は、接触又は誘導作用による感電のおそれがなく、かつ、交通に支障を及ぼすおそれがない高さに施設する設計とする。⑤電14【48条27】			基準要求への適合性を明確 化	同上
2 支線は,交通に支障を 及ぼすおそれがない高さ に施設しなければならない。 ⑤電14 (架空電線による他人の 電線等の作業者への感電						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
の防止)							
第二十二条 架空電線は,					設計基準対象施設に施設す		
他人の設置した架空電線					る電気設備には当該条文に		
路又は架空弱電流電線路					該当する設備がないため記		
若しくは架空光ファイバ					載しない。		
ケーブル線路の支持物を							
挟んで施設してはならな							
い。ただし,同一支持物に							
施設する場合又はその他							
人の承諾を得た場合は、こ							
の限りでない。							
(架空電線路からの静電							
誘導作用又は電磁誘導作							
用による感電の防止)							
第二十三条 電力保安通					設計基準対象施設に施設す		
信設備は, 架空電線路から					る電気設備には当該条文に		
の静電誘導作用又は電磁					該当する設備がないため記		
誘導作用により人体に危					載しない。		
害を及ぼすおそれがない							
ように施設しなければな							
らない。							
第二節 他の電線,他の工							
作物等への危険の防止							
(電力保安通信線の混触							
の防止)							
第二十四条 電力保安通	電気設備における電力保	電気設備における電力保			基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設 (共通)	
信線は,他の電線又は弱電	安通信線は,他の電線等を	安通信線は,他の電線等を			化	5.8.1 設計基準対象施設及	
流電線等と接近し, 若しく	損傷するおそれがなく、か	損傷するおそれがなく、か				び重大事故等対処施設	
は交さする場合又は同一	つ,接触又は断線によって	つ,接触又は断線によって					
支持物に施設する場合に	生じる混触による感電又は	生じる混触による感電又は					
は,他の電線又は弱電流電	火災のおそれがない設計と	火災のおそれがない設計と					
線等を損傷するおそれが	する。	する。					
なく、かつ、接触、断線等	【48条28】	⑤電 15 【48 条 28】					
によって生じる混触によ							
る感電又は火災のおそれ							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

			要求事項との対比表し			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
がないように施設しなけ						
ればならない。⑤電 15						
!						
(異常電圧による架空電						
線への障害の防止)						
第二十五条 特別高圧の	i				設計基準対象施設に施設す	
架空電線と低圧又は高圧					る電気設備には当該条文に	
の架空電線を同一支持物	i				該当する設備がないため記	
に施設する場合は, 異常時					載しない。	
の高電圧の侵入により低	i					
圧側又は高圧側の電気設						
備に障害を与えないよう,						
接地その他の適切な措置						
を講じなければならない。						
ii						
2 特別高圧架空電線路						
の電線の上方において, そ	i					
の支持物に低圧の電気機						
械器具を施設する場合は,	i					
異常時の高電圧の侵入に						
より低圧側の電気設備へ	II					
障害を与えないよう,接地						
【 その他の適切な措置を講 】 じなければならない。	III					
しなりればなりない。						
■ ■ 第三節 高圧ガス等によ						
カー即 同圧ルハ等による危険の防止						
■(ガス絶縁機器等の危険						
の防止)						
■ 第二十六条 発電所に施	電気設備のうちガス絶縁	電気設備のうちガス絶縁			基準要求への適合性を明確	原子炉冷却系統施設(共通)
設するガス絶縁機器(充電	機器は、最高使用圧力に耐	機器は、最高使用圧力に耐			化	5.8.1 設計基準対象施設及
部分が圧縮絶縁ガスによ	え、かつ、漏えいがなく、異	え、かつ、漏えいがなく、異				び重大事故等対処施設
り絶縁された電気機械器	常な圧力を検知するととも	常な圧力を検知するととも				
具をいう。以下同じ。) 及び	に, 使用する絶縁ガスは可	に,使用する絶縁ガスは可				
開閉器又は遮断器に使用	燃性、腐食性及び有毒性の	燃性、腐食性及び有毒性の				
する圧縮空気装置は, 次の	ない設計とする。	ない設計とする。				
各号により施設しなけれ	【48条29】	⑤電16 【48条29】				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車位とのおかま

	要求事項との対比表							
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考		
ばならない。								
- 圧力を受ける部分の材	電気設備のうち開閉器又	電気設備のうち開閉器又						
料及び構造は, 最高使用圧	は断路器に使用する圧縮空	は断路器に使用する圧縮空						
力に対して十分に耐え,か	気装置は、最高使用圧力に	気装置は,最高使用圧力に						
つ,安全なものであるこ	耐え、かつ、漏えいがなく、	耐え、かつ、漏えいがなく、						
と。	異常な圧力を検知するとと	異常な圧力を検知するとと						
二 圧縮空気装置の空気タ	もに、圧力が上昇した場合	もに, 圧力が上昇した場合						
ンクは、耐食性を有するこ	に最高使用圧力に到達する	に最高使用圧力に到達する						
と。	前に圧力を低下させ、空気	前に圧力を低下させ、空気						
三 圧力が上昇する場合に	タンクの圧力が低下した場	タンクの圧力が低下した場						
おいて, 当該圧力が最高使	合に圧力を自動的に回復で	合に圧力を自動的に回復で						
用圧力に到達する以前に	きる機能を有し、空気タン	きる機能を有し、空気タン						
当該圧力を低下させる機	クは耐食性を有する設計と	クは耐食性を有する設計と						
能を有すること。	する。	する。						
四 圧縮空気装置は, 主空	【48条 39】	⑤電 16【48条 39】						
気タンクの圧力が低下し								
た場合に圧力を自動的に								
回復させる機能を有する								
こと。								
五 異常な圧力を早期に検								
知できる機能を有するこ								
と。								
六 ガス絶縁機器に使用す								
る絶縁ガスは,可燃性,腐								
食性及び有毒性のないも								
のであること。 <mark>⑤電 16</mark>								
(加圧装置の施設)								
第二十七条 圧縮ガスを					設計基準対象施設に施設す			
●使用してケーブルに圧力					る電気設備には当該条文に			
を加える装置は, 次の各号					該当する設備がないため記			
により施設しなければな					載しない。			
らない。								
- 圧力を受ける部分は,								
最高使用圧力に対して十								
分に耐え、かつ、安全なも								
のであること。								

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所 様式-7

亜米車位とのおかま

			要求事項との対比表し		I	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
二 自動的に圧縮ガスを供	!					
♪ 給する加圧装置であって,						
故障により圧力が著しく	!					
上昇するおそれがあるも						
のは, 上昇した圧力に耐え	!					
る材料及び構造であると						
ともに, 圧力が上昇する場						
合において, 当該圧力が最						
高使用圧力に到達する以						
前に当該圧力を低下させ						
る機能を有すること。						
三 圧縮ガスは, 可燃性, 腐						
食性及び有毒性のないも						
のであること。						
■ (水素冷却式発電機の施 コンタンション・ション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
* 設) 第二1.11名 北東公却子	電気設備のうち水素冷却	電気設備のうち水素冷却			基準要求への適合性を明確	│ │ 原子炉冷却系統施設(共通)
■ 第二十八条 水素冷却式 の発電機又はこれに附属	式発電機は、水素の漏えい	式発電機は、水素の漏えい			化	5.8.1 設計基準対象施設及
■ する水素冷却装置は,次の	又は空気の混入のおそれが	又は空気の混入のおそれが			14	び重大事故等対処施設
各号により施設しなけれ	なく、水素が大気圧で爆発	なく、水素が大気圧で爆発				
■ なならない。	する場合に生じる圧力に耐	する場合に生じる圧力に耐				
■ はなりない。 一 構造は、水素の漏洩又	える強度を有し、異常を早	える強度を有し、異常を早				
■ 構造は、小素の構成又 は空気の混入のおそれが 	期に検知し警報する機能を	期に検知し警報する機能を				
ないものであること。	有する設計とする。	有する設計とする。				
■ 5電 17	【48条30】	⑤電17 ⑤電18 ⑤電21				
二 発電機, 水素を通ずる		【48条30】				
■ 管, 弁等は, 水素が大気圧		1				
で爆発する場合に生じる	電気設備のうち水素冷却	電気設備のうち水素冷却			基準要求への適合性を明確	同上
■ になっている。 ■ 圧力に耐える強度を有す。	式発電機は、軸封部から漏	式発電機は、軸封部から漏			化	
るものであること。 5電 18	えいした水素を外部に放出	えいした水素を外部に放出				
■ 三 発電機の軸封部から水	でき、発電機内への水素の	でき, 発電機内への水素の				
素が漏洩したときに、漏洩	導入及び発電機内からの水	導入及び発電機内からの水				
★ は は は は は は は は ま き ら に と と に き は ま き ら と と ま き ら ま き き き き き き き き き き き き き き き き	素の外部への放出が安全に	素の外部への放出が安全に				
水素を安全に外部に放出	できる設計とする。	できる設計とする。				
できるものであること。	【48条31】	⑤電19 ⑤電20 【48条31】				
5電 19		- -				
	4					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	30. 7. 30 A 31. 34	20 20 di 24 da	安水争項との対比衣			
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈 四人素ののかががことので電発ののかがあるものでででででででででででででででででででででででででででででででででででで						備考 原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設
③電 22 2 特別高圧の変圧器には、当該電気機械器具を著しく損壊するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的						

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜米車頃との対比率

			要求事項との対比表し		l .	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。 ⑤電 22						
(発電機等の機械的強度) 第三十一条 発電機,変圧 器並びに母線及びこれを 支持するがいしは,短絡電 流により生ずる機械的衝撃に耐えるものでなけれ ばならない。⑤電23	電気設備のうち発電機及 び変圧器等は、短絡電流に より生じる機械的衝撃に耐 え、発電機の回転する部分 については非常調速装置及 びその他の非常停止装置が 動作して達する速度に対し	電気設備のうち発電機及 び変圧器等は、短絡電流に より生じる機械的衝撃に耐 え、発電機の回転する部分 については非常調速装置及 びその他の非常停止装置が 動作して達する速度に対し			基準要求への適合性を明確 化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設
2 蒸気タービン、ガスタービン又は内燃機関に接続する発電機の回転する部分は、非常調速装置及びその他の非常停止装置が動作して達する速度に対し、耐えるものでなければならない。 ⑤電 24	耐える設計とする。 【48条33】	耐える設計とする。 ⑤電23 ⑤電24 【48条33】				
3 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十一号)第十三条第二項の規定は、蒸気タービンに接続する発電機について準用する。⑤電25	また、蒸気タービンに接続する発電機は、軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有した設計とする。 【48条34】	また、蒸気タービンに接続する発電機は、軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有した設計とする。 ⑤電25 【48条34】			基準要求への適合性を明確 化	同上
(常時監視をしない発電 所等の施設) 第三十二条 異常が生じ た場合に人体に危害を及 ぼし,若しくは物件に損傷 を与えるおそれがないよ う,異常の状態に応じた制	電気設備においては,運 転に必要な知識及び技能を 有する者が発電所構内に常 時駐在し,異常を早期に発 見できる設計とする。	電気設備においては、運 転に必要な知識及び技能を 有する者が発電所構内に常 時駐在し、異常を早期に発 見できる設計とする。			基準要求への適合性を明確 化	同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要水争頃との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
御が必要となる発電所, 又	【48条35】	⑤電26 【48条35】							
は一般送配電事業に係る	ı								
電気の供給に著しい支障									
を及ぼすおそれがないよ	ı								
う,異常を早期に発見する	•								
必要のある発電所であっ	1								
て,発電所の運転に必要な	.								
知識及び技能を有する者	1								
が当該発電所又はこれと	.								
同一の構内において常時	1								
監視をしないものは, 施設	.								
してはならない。 ⑤電 26									
(高圧及び特別高圧の電	1								
路の避雷器等の施設)	1								
■ 第三十三条 雷電圧によ	電気設備において、発電	電気設備において、発電			基準要求への適合性を明確	 原子炉冷却系統施設(共通)			
る電路に施設する電気設	所の架空電線引込口及び引	所の架空電線引込口及び引			化	5.8.1 設計基準対象施設及			
■備の損壊を防止できるよ	出口又はこれに近接する箇	出口又はこれに近接する箇				び重大事故等対処施設			
う,発電所の架空電線引込	所には、避雷器を施設する	所には、避雷器を施設する							
口及び引出口又はこれに	設計とする。	設計とする。							
近接する箇所には、避雷器	【48条36】	⑤電27 【48条36】							
の施設その他の適切な措									
置を講じなければならな	1								
い。ただし、雷電圧による	. 								
当該電気設備の損壊のお	<u>'</u>								
それがない場合は,この限	.								
りでない。 ⑤電 27									
(電力保安通信設備の施									
(電力保女通信設備の施し) 設)	1								
■ ^{□ □ □}	電気設備における電力保	電気設備における電力保			基準要求への適合性を明確	同上			
第二十四宋 宪电例,爱电 所,開閉所,給電所(電力 ■	安通信線は、機械的衝撃又	安通信線は、機械的衝撃又			化	1. 4.			
別,開め別,和电別(电力 系統の運用に関する指令	は火災等により通信の機能	は火災等により通信の機能			10				
■ 未続の運用に関する指す ■ を行う所をいう。),技術員 ■	を損なうおそれがない設計	を損なうおそれがない設計							
駐在所その他の箇所であ	とする。	とする。							
って、一般送配電事業に係	【48条37】	5電28 【48条37】							
る電気の供給に対する著	10000	C -220 [10X01]							
の电刈り内和に刈りの者	1								

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
設備に使用する無線通信用 アンテナ又は反射板(以下 この条において「無線用ア ンテナ等」という。)を施設 する支持物の材料及び構造 は,風速六十メートル毎秒	電気設備において,電力 安通信設備に使用する無 通信用アンテナを施設す 支持物の材料及び構造 ,風圧荷重を考慮し,倒壊 より通信の機能を損なう それがない設計とする。 48条38】	電気設備において、電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナを施設する支持物の材料及び構造は、風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損なうおそれがない設計とする。			基準要求への適合性を明確化	原子炉冷却系統施設(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及 び重大事故等対処施設

【第 48 条 準用】

-:該当なし :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	- (人) (X () (X () () () () () () () () () () () () ()								
	第 48 条 (準用) 1. 技術基準の条文,解釈への適合性に関する考え方								
1.		ソ週音性に関する考え方 							
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類				
1	設計基準対象施設に施設 する補助ボイラーの設計	火力技術基準の要求を受けた内容 として記載している。(第 5 条~第 11 条・解釈 2~17)	1	1, 5	-				
2	設計基準対象施設に施設 する補助ボイラーの耐圧 部に関する設計	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。(第17条第15号)	1	2	ı				
3	設計基準対象施設に該当 するガスタービン	設計基準対象施設にはガスタービンを施設しない旨を記載している。	2	3, 5	_				
4	設計基準対象施設に施設 する内燃機関の設計	火力技術基準の要求を受けた内容 として記載している。(第 25 条〜第 29 条・解釈 37〜42)	3	4, 5	c, d, i				
(5)	設計基準対象施設に施設する電気設備の設計	原子力電技命令の要求を受けた内容として記載している。 (第4条~第15条,第20条,第24条,第26条,第28条,第30条~ 第35条・解釈2~7,9,11,12,14~24,27~39,42)	4	6	b, d, g, h, i, k				
2.	設置許可本文のうち、基本	本設計方針に記載しないことの考え 大	j						
No.	項目	考え方			添付書類				
	なし								
3.	設置許可添八のうち、基本	本設計方針に記載しないことの考え力	ヺ						
No.	項目	考え方			添付書類				
	系統構成	設備の補足的な記載であり記載しな	い。		_				
2>	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	い。	_				
'	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記い。	己載のため	記載しな	_				
4	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	い。		_				
	詳細な検討が必要な事項								
No.		書類名							
а	要目表								
b	単線結線図								
С	発電用原子炉施設の火災								
d									
е	1. 光田東海川県1. 屋 7. 株田 6. 江田 7. 田 7. 1. 2. 1. 2. 1. 4. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.								
f	補助ボイラーに附属する主配管の配置の概要を明示した図面及び系統図								
g	構造図		·						
	非常用発電装置の出力の	央定に関する説明書							
i	燃料系統図								
j	安全弁の吹出量計算書								
	•								

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第 48 条 準用】

- : 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

k	常用電源設備の健全性に関する説明書
1	水循環系統図
m	補助ボイラーに属する燃料系統図
n	補助ボイラーの基礎に関する説明書
0	制御方法に関する説明書
р	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
q	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
(準用)								
		該当箇所なし	該当箇所なし	基準要求への適合性を明確化				
第七十八条 発電用火力設備に				(準用に関する要求は技術基準				
関する技術基準を定める省令第				規則のみであるため, その設計方				
十九条から第二十三条までの規				針について工認で明確化してい				
定は、重大事故等対処施設に施設				る。)				
するガスタービンについて、同令								
第二十五条から第二十九条まで								
の規定は、重大事故等対処施設に								
施設する内燃機関について準用								
する。①②								
発電用火力設備に関する技術								
基準を定める省令								
(平成九年三月二十七日通商								
産業省令第五十一号)								
;								
■ 第四章 ガスタービン及びそ								
の附属設備								
(ガスタービン等の構造)								
第十九条 ガスタービンは、	重大事故等対処施設に施設す				原子炉冷却系統設備(共通)			
非常調速装置が作動したとき に達する回転速度及びガスの	るガスタービン(以下「ガスター				5.7.1 設計基準対象施設及び重			
■ 温度が著しく上昇した場合に	ビン」という。)は、非常調速装				大事故等対処施設			
■ 燃料の流入を自動的に遮断す	置が作動したときに達する回転 速度に対して構造上十分な機械							
る装置が作動したときに達す	速度に対して構造上十分な機械的強度を有する設計とする。							
■るガス温度に対して構造上十								
分な機械的強度及び熱的強度								
■を有するものでなければなら	ガスタービンは, ガスの温度が				同上			
ない。①火1	著しく上昇した場合に燃料の流				1º 4 min			
	入を自動的に遮断する装置が動							
11 1	作したときに達するガス温度に							
1	対して構造上十分な熱的強度を							

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	1の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	有する設計とする。 ①火1 【78条2】				
2 ガスタービンの軸受は、 運転中の荷重を安定に支持で きるものであって、かつ、異常 な摩耗、変形及び過熱が生じ ないものでなければならな い。①火2	ガスタービンの軸受は運転中 の荷重を安定に支持できるもの であって、かつ、異常な摩耗、変 形及び過熱が生じない設計とす る。 ①火2【78条3】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
3 ガスタービン及び発電機 その他の回転体を同一の中ビン 及び発電機その他の回転体をに 結合したもの(ガスタービン 及び発電機その他のしない場合に あってはは、調速装置によいますることができるよいのものとまれであり。 整することがでものから非に達って を選が作動したと問じたといるを を選ばを表がいますでではなける振動が当該でありますではなける振動が当該を及ずに における運転に大ができる対ができるがはなける振動が当な及びでありでない。 とのないよう十分によりでない。 した場合は、この限りでない。 した場合は、この限りでない。 した場合は、この限りでない。 した場合は、この限りでない。	ガスタービンの危険速度は、調速装置により調整可能な最小の 回転速度から非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間に発生しないように設計する。 ①火3【78条4】				同上
4 ガスタービン及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第二十二条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部	ガスタービンの耐圧部の構造 は、最高使用圧力又は最高使用温 度において発生する耐圧部分に 生じる応力は当該部分に使用す る材料の許容応力以下となる設 計とする。 ①火4 【78条5】				同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
分に生ずる応力は当該部分に 使用する材料の許容応力を超 えてはならない。①火4								
(調速装置) 第二十条 誘導発電機と結合 するガスタービン以外のガス タービンには、その回転速度 及び出力が負荷の変動の際に も持続的に動揺することを防 止するため、ガスタービンに 流入するエネルギーを自動的 に調整する調速装置を設けな ければならない。この場合に おいて、調速装置は、定格負荷 を遮断した場合に達する回転 速度を非常調速装置が作動す る回転速度未満にする能力を 有するものでなければならない。①火5	ガスタービンは、その回転速度 及び出力が負荷の変動により持続的に動揺することを防止する 調速装置を設けるとともに、運転 中に生じた過速度その他の異常 による設備の破損を防止するため、その異常が発生した場合にガ スタービンを安全に停止させる 非常調速装置その他の非常停止 装置を設置する設計とする。 ①火5 ①火6 【78条6】				原子炉冷却系統設備 (共通) 5.7.1 設計基準対象施設及び 大事故等対処施設			
(非常停止装置) 第二十一条 ガスタービンに は、運転中に生じた過回転そ の他の異常による危害の発生 を防止するため、その異常が 発生した場合にガスタービン に流入するエネルギーを自動 的かつ速やかに遮断する非常 調速装置その他の非常停止装 置を設けなければならない。 ①火6								

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
(過圧防止装置) 第二十二条 ガスタービンの 附属設備であって過圧が生ず るおそれのあるものにあって は、その圧力を逃がすために 適当な過圧防止装置を設けな ければならない。①火7					原子炉冷却系統設備(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設			
(計測装置) 第二十三条 ガスタービンに は、設備の損傷を防止するた め運転状態を計測する装置を 設けなければならない。 ①火8	ガスタービンには、設備の損傷を防止するために、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 ①火8【78条8】				同上			
	ガスタービンの附属設備に属する容器及び管は発電用原子炉施設として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の材料及び構造、安全弁等、耐圧試験等の規定を満たす設計とする。 ① 【78条9】				同上			
発電用火力設備に関する技術 基準を定める省令 (平成九年三月二十七日通商 産業省令第五十一号) 第五章 内燃機関及びその附 属設備								

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(内燃機関等の構造等) 第二十五条 内燃機関は、非 常調速装置が作動したときに 達する回転速度に対して構造 上十分な機械的強度を有する ものでなければならない。 ②火1	重大事故等対処施設に施設する内燃機関(以下「内燃機関」という。)は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有する設計とする。 ②火1【78条10】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
2 内燃機関の軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。 ②火2	内燃機関の軸受は運転中の荷 重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及 び過熱が生じない設計とする。 ②火2【78条11】				同上
3 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第二十八条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。②火3	内燃機関の耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する耐圧部分に生じる応力は当該部分に使用する材料の許容応力以下となる設計とする。 ②火3【78条12】				同上
4 内燃機関が一般用電気工作物である場合であって、屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給排気部を適切に施設しなければならない。②火4	内燃機関を屋内その他酸素欠乏の発生のおそれのある場所に設置するときは、給排気部を設ける設計とする。 ②火4【78条13】				同上

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考			
(調速装置) 第二十六条 誘導発電機と結合する内燃機関以外の内燃機関には、その内燃機関以外の内燃機関には、その変動の際にも持っるの変動のに動揺することを防止するが、内燃機関にするに動いたが、調整なる。この場合に対いている。 世を設けなけれて、調を変した。 この場合に対いて、に対した、定格負荷を速度を非常にするに対した。 は、定体の重要を非常調度にする能力を有するものでなければならない。②大5 (非常停止装置) 第二十七条 内燃機関には、他の異常によるため、ためによるため、ためによるためによるた。このとは、これによっては、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	内燃機関は、その回転速度及び出力が負荷の変動により持続的に動揺することを防止する調速装置を設けるとともに、運転中に生じた過速度その他の異常による設備の破損を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関を安全に停止させる非常調速装置その他の非常停止装置を設置する設計とする。 ②火5②火6【78条14】		pivi j 日 次八 V	A O 在子下RA III カリー C マノバル	原子炉冷却系統設備(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設			
した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的かつ速やかに 遮断する非常調速装置その他の非常停止装置を設けなければならない。②火6 (過圧防止装置) 第二十八条 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生ずるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置を設けなければならない。②火7	内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものには、適切な過圧防止装置を設ける設計とする。 ②火7 【78条15】				同上			

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

刷する説明書 別添-1) 様式−7

		安水争垻と	∶の対比表 └────		_
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(計測装置) 第二十九条 内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転 状態を計測する装置を設けなければならない。②火8	内燃機関には、設備の損傷を防止するために、回転速度、潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。 ②火8【78条16】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.7.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
2 内燃機関が一般用電気工 作物である場合には、前項の 規定は適用しない。				重大事故等対処施設には当該要 求に該当する設備がないため記 載しない。	
	内燃機関の附属設備に属する容器及び管は発電用原子炉施設として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の材料及び構造、安全弁等、耐圧試験等の規定を満たす設計とする。 ② 【78条17】				同上
	可搬型の非常用発電装置の内燃機関は,流入する燃料を自動的に調整する調速装置及び軸受が異常な摩耗,変形及び過熱が生じないよう潤滑油装置を設ける設計とする。4 可搬型の非常用発電装置の内燃機関は,回転速度,潤滑油圧力及び潤滑油温度等の運転状態を計測する装置を設ける設計とする。4 可搬型の非常用発電装置の内燃機関は,回転速度が著しく上昇				原子炉冷却系統設備(共通)5.7.2 可搬型重大事故等対処設備

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

単半車位」の対比率

		要求事項と	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	した場合及び冷却水温度が著しく上昇した場合等に自動的に停止する設計とする。④ 可搬型の非常用発電装置の強度については、完成品として一般産業品規格で規定される温度試験等を実施し、定格負荷状態において十分な強度を有する設計とする。 ④ 【78条18】				
2 原子力発電工作物に係る電 気設備に関する技術基準を定め る命令第四条から第十六条まで、 第十九条から第二十八条まで及 び第三十条から第三十五条まで の規定は、重大事故等対処施設に 施設する電気設備について準用 する。③					
原子力発電工作物に係る電気 設備に関する技術基準を定め る命令 (平成二十四年九月十四日経 済産業省令第七十号) 第一章 総則 第三節 保安原則 第一款 感電、火災等の防止 (電気設備における感電、火 災等の防止)					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争頃と	- 0 N L 表	-	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
第四条 電気設備は、感電、火 災その他人体に危害を及ぼ し、又は物件に損傷を与える おそれがないように施設しな ければならない。③電1	重大事故等対処施設に施設する電気設備(以下「電気設備」という。)は、感電又は火災のおそれがないように接地し、充電部分に容易に接触できない設計とする。 ③電1【78条19】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
(電路の絶縁) 第五条 電路は、大地からただ合 電路は、大地からただ合 になければなら得ない。場で し、特造上で見られるとれる。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 で表には、大地が高した。 ののを表には、大きなのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	電気設備は、電路を絶縁し、電線等が接続部分において電気抵抗を増加させないように端子台等により接続するほか、期待される使用状態において断線のおそれがない設計とする。 ③電2 ③電3 ③電4 【78条20】				同上
(電線等の断線の防止) 第六条 電線、支線、架空地 線、弱電流電線等(弱電流電線					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
及び光ファイバケーブルをい う。以下同じ。)その他の電気 設備の保安のために施設する 線は、通常の使用状態におい であいまそれがない。 ③電3 (電線の接続) 第七条 電線を接続する場合 は、接続を増加さいはならない。 電気抵抗を増加さいとので に接続するほか、く。)及び に接においてしなければならない。 第一人株ではいように はならない。 3電4 (電気機械器具の熱的強度) 第八条 電路に施設するものでは はならない。 3電4 (電気機械器具の熱的強度) 第八条 電路に施設するものでは がないない。 3電4 (電気機械器具の熱的強度) 第八条 電路に施設するものでは がないでもない。 第一人株とはいてのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	電気設備における電路に施設る電気機械器具は、期待される用状態において発生する熱にえるものとし、高圧又は特別高の電気機械器具については、可性の物と隔離する設計とする。電5 ③電6 【78条21】	本文	旅付書類八	及び基本設計方針との対比	原子炉冷却系統設備 (共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び 大事故等対処施設

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦さ	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ない。③電6 (電気設備の接地) 第十条 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他人体に危害をを与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じなければならない。ただし、電路、第一項の規定に定めるところによりこれを行わなければならない。③電7	電気設備は、電流が安全かつ確 実に大地に通じることができる よう、適切な箇所に接地を施す設 計とする。 ③電7 ③電8 【78条22】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
(電気設備の接地の方法) 第十一条 電気設備に接地を 施す場合は、電流が安全かつ 確実に大地に通ずることがで きるようにしなければならな い。③電8					
第二款 異常の予防及び保護 対策 (特別高圧電路等と結合する 変圧器等の火災等の防止) 第十二条 高圧又は特別高圧 の電路と低圧の電路とを結合 する変圧器は、高圧又は特別 高圧の電圧の侵入による低圧 側の電気設備の損傷、感電又 は火災のおそれがないよう、	電気設備における高 <mark>圧の</mark> 電路 と低圧の電路とを結合する変圧 器には、適切な箇所に接地を施 し、変圧器により特別高圧の電路 に結合される高圧の電路には、避 電器を施設する設計とする。				同上
当該変圧器における適切な箇 所に接地を施さなければなら ない。ただし、施設の方法又は 構造によりやむを得ない場合	③電9 【78条23】				

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表 (補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈 設置許可申請書 設置許可申請書			安水争坦(この対比表	<u> </u>	
であって、変圧器から離れた 箇所における接地その他の適 切な措置を講ずることにより 低圧側の電気設備の損傷、感 電又は火災のおそれがない場 合は、この限りでない。③電9 2 変圧器によって特別高圧 の電路に結合される高圧の電 路には、特別高圧の電圧の侵 入による高圧側の電気設備の 損傷、感電又は火災のおそれ がないよう、接地を施した放 電装置の施設その他の適切な 措置を講じなければならな	技術基準規則・解釈					備考
	簡別低電台、 のよ、いのと損ない。 ③ 高のの電災を他した。 3 高のの電災を他した。 3 高のの電災を他した。 3 高のの電災を他した。 3 電ににより、 3 電ににより、 3 高ののにのが、 3 電ににより、 3 高ののでは、 3 高ののでは、 5 では、 5 では、 5 では、 5 では、 6 では、 6 では、 7 では、 7 では、 7 では、 7 では、 7 では、 8 では、 9 では	電気設備は、電路の必要な箇所 に過電流遮断器又は地絡遮断器 を施設する設計とする。				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

亜半車位しの対比率

		要求事項と	∵の対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
場合は、この限りでない。 <mark>③電11</mark>					
第三款 電気的、磁気的障害の防止 (電気設備の電気的、磁気的障害の防止) 第十五条 電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないように施設しなければならない。③電12	電気設備は、他の電気設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えない設計とする。 3電12【78条25】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
(高周波利用設備への障害の防止) 第十六条 高周波利用設備 (電路を高周波電流の伝送路 として利用するものに限る。 以下この条において同じ。) は、他の高周波利用設備の機 能に継続的かつ重大な障害を 及ぼすおそれがないように施 設しなければならない。				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	
第二章 電気の供給のための電気設備の施設第一節 感電、火災等の防止(架空電線の感電の防止)第十九条 低圧又は高圧の架空電線には、感電のおそれがないよう、使用電圧に応じた絶縁性能を有する絶縁電線又はケーブルを使用しなければならない。ただし、通常予見される使用形態を考慮し、感電のおそれがない場合は、この限りでない。				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	この対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(発電所等への取扱者以外の者の立入の防止) 第二十条 高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。②電13	電気設備のうち高圧又は特別 高圧の電気機械器具及び母線等 は,取扱者以外の者が容易に立ち 入るおそれがないよう発電所に フェンス等を設ける設計とする。 ②電13 【78条26】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び 大事故等対処施設
(架空電線等の高さ) 第二十一条 架空電線及び架 空電力保安通信線は、接触又 は誘導作用による感電のおそ れがなく、かつ、交通に支障を 及ぼすおそれがない高さに施 設しなければならない。 2 支線は、交通に支障を及 ぼすおそれがない高さに施設 しなければならない。				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	
(架空電線による他人の電線等の作業者への感電の防止)第二十二条 架空電線は、他人の設置した架空電線路又は架空弱電流電線路若しくは架空光ファイバケーブル線路の支持物を挟んで施設してはならない。ただし、同一支持物に施設する場合又はその他人の承諾を得た場合は、この限りでない。				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	の対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用による感電の防止) 第二十三条電力保安通信設備は、架空電線路からの静電誘導作用又は電磁誘導作用により人体に危害を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。				重大事故等対処施設に施設する 電気設備には当該条文に該当す る設備がないため記載しない。	
第二節 他の電線、他の工作物等への危険の防止(電力保安通信線の混触の防止(電力保安通信線の混触の防止)第二十四条 電力保安通信線は、他の電線又は弱電流電線等と接近し、若しくは交さする場合又は同一支持物に施設する場合には、他の電線又は弱電流電線等を損傷するおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生じる混触による感電又は火災のおそれがないよ				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	
電文は欠次のおされがないように施設しなければならない。 (異常電圧による架空電線への障害の防止) 第二十五条 特別高圧の架空電線を同一支持物に施設する場合は、異常時の高電圧の侵入により低圧側又は高圧側の電気設備に障害を与えないよう、接地その他の適切な措置を講じなければならない。 2 特別高圧架空電線路の電				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の対比表	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
線の上方において、その支持					
■物に低圧の電気機械器具を施					
設する場合は、異常時の高電					
■ 圧の侵入により低圧側の電気 ■					
設備へ障害を与えないよう、					
接地その他の適切な措置を講					
じたけれげたらたい					
第三節 高圧ガス等による危					
険の防止					
(ガス絶縁機器等の危険の防					
止)					
第二十六条 発電所に施設す				重大事故等対処施設に施設する	
るガス絶縁機器(充電部分が				電気設備には当該条文に該当す	
圧縮絶縁ガスにより絶縁され				る設備がないため記載しない。	
た電気機械器具をいう。以下					
同じ。)及び開閉器又は遮断器					
に使用する圧縮空気装置は、					
次の各号により施設しなけれ					
ばならない。					
一 圧力を受ける部分の材料					
及び構造は、最高使用圧力に					
対して十分に耐え、かつ、安全					
■ なものであること。					
二 圧縮空気装置の空気タン					
■ クは、耐食性を有すること。 ■					
三 圧力が上昇する場合にお					
いて、当該圧力が最高使用圧					
力に到達する以前に当該圧力					
を低下させる機能を有するこ					
と。					
四 圧縮空気装置は、主空気タ					
ンクの圧力が低下した場合に					
■ 圧力を自動的に回復させる機 ■					
能を有すること。					
五 異常な圧力を早期に検知					
できる機能を有すること。					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1~の展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈 設工認申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 設置許可申請書 表本設計方針との対比 備考 本文 本文 添付書類八 及び基本設計方針との対比 備考 上でケーブルに圧力を加える 表置は、次の各号により施設 上なければならない。	
絶縁ガスは、可燃性、腐食性及 び有毒性のないものであるこ と。 (加圧装置の施設) 第二十七条 圧縮ガスを使用 してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設	
絶縁ガスは、可燃性、腐食性及 び有毒性のないものであるこ と。 (加圧装置の施設) 第二十七条 圧縮ガスを使用 してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設	
び有毒性のないものであること。 (加圧装置の施設) 第二十七条 圧縮ガスを使用 してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設	
と。	
(加圧装置の施設) 第二十七条 圧縮ガスを使用 してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設	
第二十七条 圧縮ガスを使用 してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設	
してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設 る設備がないため記載しない。	
してケーブルに圧力を加える 装置は、次の各号により施設 る設備がないため記載しない。	
装置は、次の各号により施設 しかければからかい	
したければたらない	
V-61/4VI6-6-2-61-0	
一 圧力を受ける部分は、最高	
┃ 使用圧力に対して十分に耐	
え、かつ、安全なものであるこ	
二 自動的に圧縮ガスを供給	
┃ する加圧装置であって、故障	
により圧力が著しく上昇する	
おそれがあるものは、上昇し	
│ ■ た圧力に耐える材料及の構造 ■ │	
であるとともに、圧力が上昇	
する場合において、当該圧力	
が最高使用圧力に到達する以上	
前に当該圧力を低下させる機	
能を有すること。	
三 圧縮ガスは、可燃性、腐食	
性及び有毒性のないものであ	
(水素冷却式発電機の施設)	
■ (小系行动式発电機の施設) ■ 第二十八条 水素冷却式の発 ■ 重大事故等対処施設に施設する	
電機又はこれに附属する水素・電気設備には当該条文に該当す	
■ ではこれに下層するが来	
施設しなければならない。	
一構造は、水素の漏洩又は空	
気の混入のおそれがないもの	
であること。	
二 発電機、水素を通ずる管、	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	の対比表	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
弁等は、水素が大気圧で爆発					
する場合に生じる圧力に耐え					
る強度を有するものであるこ					
ک _ه .					
三 発電機の軸封部から水素					
が漏洩したときに、漏洩を停					
止させ、又は漏洩した水素を					
安全に外部に放出できるもの					
であること。					
四 発電機内への水素の導入					
及び発電機内からの水素の外					
部への放出が安全にできるも					
のであること。					
五 異常を早期に検知し、警報					
する機能を有すること。					
: :					
第五節 供給支障の防止					
(発変電設備等の損傷による					
供給支障の防止)					
第三十条 発電機、燃料電池				重大事故等対処施設に施設する	
又は常用電源として用いる蓄				電気設備には当該条文に該当す	
電池には、当該電気機械器具				る設備がないため記載しない。	
■を萎しく損壊するおそれがあ					
り、又は一般送配電事業に係					
る電気の供給に著しい支障を					
及ぼすおそれがある異常が当					
該電気機械器具に生じた場合					
■ (非常用予備発電機にあって ■					
は、非常用炉心冷却装置が作					
■動した場合を除く。)に自動的 ■					
にこれを電路から遮断する装					
置を施設しなければならな					
2 特別高圧の変圧器には、					
当該電気機械器具を著しく損					
壊するおそれがあり、又は一					
般送配電事業に係る電気の供					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1)

様式-7

: 前回提出時からの変更箇所

		要求事項と	: の対比表 └───		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。					
(発電機等の機械的強度) 第三十一条 発電機、変圧器 並びに母線及びこれを支持するがいしは、短絡電流により 生ずる機械的衝撃に耐えるものでなければならない。 ③電14 2 蒸気タービン、ガスタービン又は内燃機関に接続する 発電機の回転するの他の非常 停止装置が動作して達する速度に対し、耐えるものでなければならない。 ③電15	電気設備のうち発電機及び変圧器等は、短絡電流により生じる機械的衝撃に耐え、発電機の回転する部分については非常調速装置及びその他の非常停止装置が動作して達する速度に対し耐える設計とする。 ③電14 ③電15 【78条27】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び重 大事故等対処施設
3 発電用火力設備に関する 技術基準を定める省令 (平成 九年通商産業省令第五十一 号)第十三条第二項の規定は、 蒸気タービンに接続する発電 機について準用する。				重大事故等対処施設に施設する 電気設備には当該条文に該当す る設備がないため記載しない。	
(常時監視をしない発電所等 の施設) 第三十二条 異常が生じた場 合に人体に危害を及ぼし、若 しくは物件に損傷を与えるお それがないよう、異常の状態 に応じた制御が必要となる発 電所、又は一般送配電事業に	電気設備においては、運転に必要な知識及び技能を有する者が発電所構内に常時駐在し、異常を早期に発見できる設計とする。 ③電16 【78条28】				原子炉冷却系統設備(共通) 5.8.1 設計基準対象施設及び 大事故等対処施設

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

		要求事項と	: の対比表	<u> </u>	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
係る電気の供給に著しい支障					
●を及ぼすおそれがないよう、●					
異常を早期に発見する必要の					
ある発電所であって、発電所■					
の運転に必要な知識及び技能					
を有する者が当該発電所又は					
これと同一の構内において常					
■時監視をしないものは、施設■					
してはならない。③電16					
●(高圧及び特別高圧の電路の					
避雷器等の施設)					
第三十三条 雷電圧による電				重大事故等対処施設に施設する	
■ 路に施設する電気設備の損壊 ■				電気設備には当該条文に該当す	
を防止できるよう、発電所の				る設備がないため記載しない。	
■ 架空電線引込口及び引出口又 ■					
はこれに近接する箇所には、					
■ 避雷器の施設その他の適切な ■					
措置を講じなければならな					
い。ただし、雷電圧による当該					
電気設備の損壊のおそれがな					
い場合は、この限りでない。					
(電力保安通信設備の施設)					
第三十四条 発電所、変電所、				重大事故等対処施設に施設する	
開閉所、給電所(電力系統の運				電気設備には当該条文に該当す	
用に関する指令を行う所をい				る設備がないため記載しない。	
う。)、技術員駐在所その他の					
箇所であって、一般送配電事					
業に係る電気の供給に対する					
著しい支障を防ぎ、かつ、保安 ■ おしい支障を防ぎ、かつ、保安					
を確保するために必要なもの					
の相互間には、電力保安通信					
用電話設備を施設しなければ					
ならない。					
2 電力保安通信線は、機械					
的衝撃、火災等により通信の					

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)

青色: 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載 茶色: 設置変更許可と基本設計方針(後)との対比

緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比 【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料>

・様式-1への展開表(補足説明資料)

・技術基準要求機器リスト (設定根拠に関する説明書 別添-1)

: 前回提出時からの変更箇所

様式-7

	要求事項との対比表								
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考				
機能を損なうおそれがならない。 (災害時における通信の確保) 第三十五条 電力保安通信設 備における通信アンテナ等をできるできます。)を施設するできません。 材料及び構造は、所にはの風をできません。 材料の風をできません。 はなければならない。				重大事故等対処施設に施設する電気設備には当該条文に該当する設備がないため記載しない。	原子炉冷却系統設備(共通)5.8.2 可搬型重大事故等対処設備				

【第78条 準用】

-: 該当なし : 前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

	第 78 条 (準用)						
1.	基本設計方針で						
No.	記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
	重大事故等対処施設に施	火力技術基準の要求を受けた内容					
1	設するガスタービンの設	として記載している。(第19条〜第	1	_	c, d		
	計	23 条・解釈 29~35)					
2	重大事故等対処施設に施	同 上 (第 25 条~第 29 条・解釈 37	1	_	c, d		
	設する内燃機関の設計	~42)	1		c, u		
		原子力電技命令の要求を受けた内					
		容として記載している。					
(3)	重大事故等対処施設に施	(第4条~第15条,第20条,第24	2	_	b, d		
	設する電気設備の設計	条, 第 26 条, 第 28 条, 第 30 条~第	2	_	ь, а		
		35 条・解釈 2~7, 9, 11, 12, 14~					
		24, 27~39, 42)					
	 可搬型重大事故等対処設	準用規定を受けない可搬型重大事					
4	備の内燃機関の設計	故等対処設備の内燃機関について	_	_	c, d		
	開めているがが、「大」の「大」「	記載している。					
	可搬型重大事故等対処設	準用規定を受けない可搬型重大事					
5	備の電気設備の設計	故等対処設備の電気設備について	_	_	d		
		記載している。					
2.	設置許可本文のうち、基本	は設計方針に記載しないことの考え方	•				
No.	項目	考え方					
	なし						
3.	設置許可添八のうち,基本	は設計方針に記載しないことの考え方	•				
No.	項目	考え方	添付書類				
	なし						
4.	詳細な検討が必要な事項						
No.	. 書類名						
a							
b	b 単線結線図						
С	c 強度に関する説明書						
d	d 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書						
е	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書						
f	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書						